

民間規格の改定及び民間規格のリスト化等に関する意見募集について

日電規委 2022 第 0027 号
令和 4 年 8 月 12 日
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、民間規格の制改定及び民間規格のリスト化等について令和 4 年 8 月 8 日の委員会で評価いたしました。以下の内容をご確認いただき、本件についてご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- 「電力貯蔵用電池規程」(JESC E0007) の改定について
- 「発変電規程」(JESC E0003) の改定について
- 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」(JESC E2016) の定期確認について
- 「電力保安通信規程」(JESC E0009) の改定について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

(1) 「電力貯蔵用電池規程」(JESC E0007) の改定について

- 民間規格等作成機関
発変電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
本規程は、電気設備の技術基準及び消防法等の関係法令に基づき、電力貯蔵用電池設備の施設について、設計上考慮すべき事項、運転・保守上必要な事項等を定めた民間自主規格です。
今回の改定は、「ニッケル亜鉛電池」の追加、「再使用」に関する規定の追加、「2016 年 追補版」の反映、「亜鉛・臭素電池」の削除等を行うものです。

(2) 「発変電規程」(JESC E0003) の改定について

- 民間規格等作成機関
発変電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
本規程は、電気事業法に基づく技術基準を補完する（一社）日本電気協会の電気技術規程（JEAC 5001）として昭和 47 年に制定されて以来、発変電設備の保安確保のための維持基準として広く関係方面で活用されてきました。
今回の改定は、「電気機械器具等の熱的強度」の統廃合、ガス絶縁機器への計測装置の緩和（ガス圧力の計測装置に「センサ」を追加）、「高周波パルス方式接地抵抗測定」の追加等を行うものです。

(3) 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」(JESC E2016) の定期確認について

- 民間規格等作成機関
送電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会）及び配電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
本規格は、橋又は電線路専用橋等に施設する高圧電線路又は特別高圧電線路の電線を収める管又はトラフが、その橋又は電線路専用橋等に施設する他物と接近又は交さする場合の離隔要件を規定するもので、電技解釈に本規格の内容が反映されています。
当該規格は、前回の改定から 5 年が経過するため、JESC 運営要領「民間規格等制改定の審議に係る要領」3.（8）に基づき、規定内容の確認を行いました。
JESC E2016 は、既に電技解釈第 129 条、第 130 条に引用されておりますが、今回の定期確認に伴い、国の第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格のリスト化」という。）の要請を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）
今後、国へ JESC E2016 の民間規格のリスト化を要請いたします。

(3) 「電力保安通信規程」(JESC E0009) の改定について

- 民間規格等作成機関
送電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
本規程は、電気事業法に基づく技術基準を補完する、（一社）日本電気協会の電気技術規程（JEAC 6011）として昭和 45 年に制定されて以来、電気事業用及び自家用電力保安通信設備の保安確保のための維持基準として広く関係方面で活用されてきました。
今回の改定は、電技解釈及び解説との整合を図るため、風圧荷重が 10 分間平均であることの明確化、特殊箇所への考慮、木柱に対する安全率の引き上げ、連鎖倒壊防止の適用、地域風速の適用、配電事業者制度の開始に伴う対応を行うものです。

3. 規格の発行予定及び国への要請予定

令和 4 年 9 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

（問い合わせ先・意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人日本電気協会 電気規格室）
住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階
電 話：03-6629-9197 ファックス：03-3216-3997
電子メール：委員会ホームページ (<https://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和 4 年 8 月 12 日（金） 受付終了日：令和 4 年 9 月 10 日（土）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会であり、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。